

令和 7 年 3 月 1 2 日

各支給認定保護者の皆様

学校法人鶴巻学園
(つるまき幼稚園)

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

尚、2～3月の金額については、金額が確定するのが4～5月になる市町村もあるため、見込額を記載しております。

	児童公定価格(円)	園児数	1人当たり平均
4月	10,287,604	211	48,756
5月	10,443,558	212	49,262
6月	10,361,464	211	49,106
7月	10,301,860	210	49,056
8月	10,301,860	210	49,056
9月	10,301,860	210	49,056
10月	10,302,240	210	49,058
11月	10,843,590	215	50,435
12月	10,989,578	217	50,643
1月	10,959,618	217	50,505
2月	10,936,330	217	50,398
3月	10,831,000	216	50,144
合計	126,860,562		

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 6 年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)